

筑西市義務教育学校・明野地区準備委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 明野地区における義務教育学校の開校に向けて必要な事項を調査し、検討するため、筑西市義務教育学校・明野地区準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）義務教育学校の名称、校旗、校章、校歌、開校に係る記念事業等に関すること。
- （2）通学路、通学の方法等に関すること。
- （3）PTAの組織及び運営に関すること。
- （4）義務教育学校を支援するための地域における組織に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は、50人以内の委員をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）明野地区小中学校の教職員
- （2）明野地区小中学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- （3）明野地区内の自治会及び各種団体の代表者
- （4）前各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める者

3 前項の委員は、非常勤とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、義務教育学校の開校の日までとする。

2 公職等にあることの原因で委嘱された委員は、当該原因がやんだときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(幹事会)

第7条 委員会に、次条に規定する専門部会へ委任する事項について審議し、又は決定するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長が委員のうちから指名する委員をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 前条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「幹事会」と、「委員長」とあるのは「幹事長」と読み替えるものとする。
- 5 前項において読み替えて準用する前条第1項の規定にかかわらず、第1回目の幹事会の会議は、委員長が招集する。
- 6 幹事長は、幹事会で検討した結果を委員会に報告する。

(専門部会)

第8条 委員会に、第2条に規定する所掌事項を調査、研究するため、専門部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、委員長が委員のうちから指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

5 前項において読み替えて準用する第6条第1項の規定にかかわらず、第1回目の部会の会議は、委員長が招集する。

6 部会長は、部会で検討した結果を幹事会へ報告する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育主管課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。